

安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和5年4月1日から、新たな個人情報保護法の規定が全国共通のルールとして、地方公共団体に適用されることとなりました。地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取り扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、一部の規定を除き改正法の適用対象外となり独自に個人情報保護制度を規定することが必要となったことから新たに条例を制定するためパブリックコメントを実施します。

■意見募集の対象

安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）

■公表する資料

条例（案）の概要、条例（案）、条例（案）と改正法の比較

■資料の閲覧方法

(1)安平町役場のうち、次において閲覧できます。

- ①議会事務局（総合庁舎）
- ②住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

(2)町ホームページに掲載しています。

(3)町ホームページをご覧になれない方は、議会事務局までお問い合わせください。

■意見の提出方法および場所

以下(1)~(4)のいずれかの方法で提出してください。なお、提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でもかまいません。

(1)持参の場合：安平町役場のうち、次のいずれかに提出してください（受け付けは平日8時30分から17時15分まで）。

- ①議会事務局（総合庁舎）
- ②住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

(2)郵送の場合：議会事務局へ郵送してください（2月9日(木)消印まで有効）。

〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場総合庁舎 議会事務局

(3)FAXの場合：議会事務局へ送信してください。 FAX ☎ 2701

(4)メールの場合：提案書を添付もしくはメール本文により議会事務局へ送信してください。

gikai-soumu@town.abira.lg.jp

■募集期間

1月20日(金)から2月9日(木)17時15分まで

■提案対象者

- (1)町内に居住、通学または通勤している個人
- (2)町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

■意見集約による公表および意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、町ホームページおよび広報あびらにおいて公表します。

■その他

提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合は、議会で協議した結果等をお知らせする場合のために住所、お名前、ご連絡先を必ずご記入ください。

問合せ 議会事務局 ☎ ☎ 2700